

1. 令和4年第3回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和4年6月21日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
教 育 次 長	長 尾 実	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課 係	三 島 栄 志
--------	---------	---------------------	---------

議 議 議 議 議  
會 會 會 會 會  
主 主 主 主 主

荻 本 恵

---

### ◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。定数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、6番 三島一貴議員、7番 森藤文男議員を指名いたします。

---

### ◎発言の取消

○議長（田代はつ江） ここで、森喜人議員より発言を求められておりますので、発言を許可します。

12番 森喜人議員。

○12番（森 喜人） 昨日の一般質問におきまして、私の発言で不適切な発言があったということで、取消しをお願いしたいと思います。会議規則第65条の規定ということでお願いをしたいと思います。昨日、一般質問の中で、1月27日に埼玉県ふじみ野市で発生した立てこもり事件についてということで、介護の状況であるとか、医療の状況であるとか、そうした質問をさせていただいた折に、具体的な医師のお名前を、それから、容疑者のお名前を出していたということで、この部分を削除していただきたいということでもあります。

私は別に自分で探していたわけでもないのですが、一般に出ておりましたので、これ発言したわけではありますが、しかし、議長から指摘を頂きまして、ふさわしくないのではないかとということで、その意を酌んで取り消したいということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田代はつ江） お諮りいたします。ただいま森喜人議員より発言取消の申出がありました。

この発言取消の申出の許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、森喜人議員からの発言取消の申出を許可することに決定いたしました。

---

### ◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

---

◇ 蓑 島 もとみ 議員

○議長（田代はつ江） それでは、5番 蓑島もとみ議員の発言を許可します。

5番 蓑島もとみ議員。

○5番（蓑島もとみ） 議長より許可を頂きまして、通告どおり質問をいたしたいと思っております。

今回は、大項目として、本市の森林災害に対する備えということで質問をさせていただきたいと思っております。

その項目1、2、3とあるのですが、まず項目1ですが、近年の気象状況は、雨は豪雨、風は暴風、台風は巨大化しておりまして、過去に例のないような実例が当然のようになってまいりました。それに加えて当市の山林は、植林から50年、70年の年齢を経て、現在も成長を続けており、気象だけではなく、山林の状況も、過去に例のない状態がつくられております。

森林地帯の豪雨による災害の主なものは、谷に集中した雨水による洪水ですが、倒木を巻き込んだ洪水は、想定をはるかに超えた大きな激流を発生させ、また、軟弱な傾斜地、植林された杉、ヒノキ林においては、表層地滑りが起こりやすく、これらの災害は全国各地の実例でもう理解されているように思いますが、飛騨地域の豪雨災害は、昨年、一昨年に起こりました豪雨災害ですが、山林豪雨に対する一般的な過去の例を参考にした対応では間に合わない、そういう実態を見せております。

当市は、山林豪雨に対する備えをどこまで考えておられるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 蓑島もとみ議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、蓑島議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、最近の豪雨災害についてちょっと御報告をしたいと思っております。

令和2年の7月豪雨でございますが、7月7日から8日にかけて、中濃から飛騨地方を中心に、断続的に非常に激しい雨となりまして、郡上市を含めまして6市に大雨特別警報が発令されました。郡上市のひるがのにおきましては、降り始めからの降水量が1,414.5ミリ、これは、7月の降水量としては、観測史上最高ということとなりました。八幡でも1,180.5ミリを記録をいたし

まして、他市におきましても、下呂市萩原で1,810ミリなど、岐阜県内11地点で1,000ミリを超える大雨となりました。

これによりまして、甚大な被害も発生をいたしまして、飛騨川などでは河川の氾濫、また、土砂災害が発生をし、下流の白川町では浸水被害も発生をいたしました。

郡上市内におきましても、大和町奥田洞谷で斜面崩壊が発生をいたしまして、住民の方が長期にわたり避難生活を余儀なくされ、林地、また治山施設などに被害が発生をいたしました。

また、令和3年8月11日からの大雨では、特に13日から14日にかけてまして激しい雨が続いた結果、東濃や飛騨南部を中心に県内32観測地点の3分の2を超えます場所で8月の降水量の過去最大値を更新するなど、記録的な大雨となりました。このときも、郡上市では八幡で746.5ミリ、ひるがので687ミリの降水量となりまして、郡上市を含め、県内17の市町村で土砂災害警戒情報が発表されるなど、極めて危険な状況となり、令和2年の豪雨災害と同様に、県内では、土砂災害や河川の越水が発生し、下呂市、高山市においては、復旧工事中の箇所が被災する事態も生じております。このとき郡上市におきましても、林道の路側、またのり面の崩壊などの被害が発生をしております。

今年も梅雨の時期を迎えまして、豪雨に対する備えについて、先日庁議において副市長から全部長、所長に対して、防災対策に対する確認の指示があったところでございます。

森林におきます豪雨や谷筋の倒木による洪水についての対策、備えについてでございますが、下流に民家等がある谷に倒木があつて、豪雨の際に危険であるといったような場合に、倒れております木を除去いたします風倒木林内処理事業というものを設けております。

ちなみに、実績を御紹介をいたしますと、平成元年度は、高鷲町鮎立、和良町方須など2か所、それから、令和2年度は、大和町上栗巣、和良町宮地など9か所、令和3年度は、八幡町初音3区など4か所、令和4年度は、今現在、自治会地区長等を通じて要望を受け付けておるところでございますが、現在、八幡町安久田から1か所要望が上がってきておるといような状況でございます。

また、森林を無計画に伐採したり、手入れのされない人工林は災害のリスクも高まります。郡上市では、森林を適正に管理し、災害に強い森林を作ることなどを目的に施策を行っております。例えば、伐採届けの提出時に、災害リスクが高い箇所がないかをチェックいたしまして、リスクが高い箇所がある場合には、皆伐をしないように指示をしております。また、1ヘクタール以上の皆伐時は、全て現地確認を行いまして、災害リスクや周囲の影響を確認し、伐採、更新の方法について指導を行っております。

また、平成25年度に皆伐施業ガイドラインを作成いたしまして、皆伐に対する指導も行っております。この中で皆伐を控える場所ということで定義をしております、ちょっと御紹介しますと、傾斜が45度以上の急傾斜地や岩石地の森林、人家や道路沿いの30度以上の急傾斜地で土砂流出や落石防止のための保全が必要な森林、尾根筋、谷筋で防災上、また環境上保全が必要な森林、標高

1,400メートル以上の森林などを皆伐を控える場所として定義づけをしております。そのほかにも、皆伐面積で5ヘクタール以上の皆伐については、伐採区域や伐採時期を分散させるなどの指導を行っております。

また、岐阜県におきましても、第4期岐阜県森林づくり基本計画の中で、施策の柱を森林づくりの推進、災害に強い循環型の森林づくりを掲げておりまして、森林の防災力を高めるため、市と森林組合と連携をいたしまして、山地災害危険地区を重点に、森林整備と治山施設を組み合わせた事前防災対策を行っておるところでございます。

令和4年度の郡上市の予定事業でございますけれども、八幡町洲河の角摩、それから、大和町小間見の宮上谷、美並町大原の恩地、それぞれに谷止工の工事を実施予定となっております。

議員さんの言われます、森林における豪雨災害の備え、これは、谷の倒木の除去、また堰堤の建設など、危険箇所を減らす改修を行うということと同時に、日頃から議員さんもおっしゃられたけど、山の管理をしっかり行っていくということが大切と考えております。これからも、こうした取組を進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

(5番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 蓑島もとみ議員。

○5番（蓑島もとみ） ありがとうございます。正直言って予定をしていたよりも、予定といいますか、想像していたよりも対策は十分なされているんじゃないかなとお聞きしました。ありがとうございます。

続きまして、2番目の項目なんですけど、暴風災害に対する備えということで、せんだってというか、まだ記憶に新しいところで、高鷲地区が長期間にわたり停電をさせられた、あれは全国あちらこちらで非常に大きな被害をもたらした台風だったと思いますが、風台風といいますか、倒木に対して、ずっと郡上市見てまいりますと、以前のことを思うとかなり開けたといいますか、かぶっているようなところが減りました。差し当たって、非常に民家の近いところにおいては、今も頂きましたけども、かなり整備が進んできたのではないかと考えております。

しかしながら、先ほど私言いましたように、あの当時から考えると、どれでしょう。5メートルということはない10メートルぐらい杉の木は成長しております。

悲しいかな、伐採すると伸びるんです、あの木が。それで、やっぱり毎年継続しながらの伐採計画を進めていかないと、道路ですとか、公共の電線に絡んだ倒木が発生するのではないかとということで、暴風災害に対しての対策といいますか、そういう対策はどれほど進んでいるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） そうしましたら、暴風災害に対する備えということでお答えをしたい

と思います。

こちら、最近の被害の状況を御紹介をいたしますと、平成30年の9月の台風21号でございますけれども、このときは、今、議員さんのほうからもお話がございましたが、大変大きな被害があったということで、156号線が美並町の三戸地内の倒木によりまして全面通行止めと。このほかにも、国道256号、また、県道ひるがの高原線などが、市内各地の倒木によって通行止めというようなことになりましたし、市内の約6,200戸で停電が発生したという被害がございました。

それから、令和元年10月の台風19号でございますが、林道と良明宝線が倒木により通行止めと、それと、市内の約2,900戸でやはり倒木により停電が発生したというような被害が起こっております。

強風等で倒木が発生いたしますと、例えば、道路に倒木があった場合は、緊急車両の通行の妨げや通勤、物流などに大きな影響を与えることとなりますし、また、倒木が電線を切断をした場合で、長期にわたり停電が発生することになりますと、市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすこととなります。

そこで、郡上市においては、倒木が原因の災害防止を目的といたしまして、林務課ですけれども、民家等に被害を及ぼすおそれの箇所について、自治会からの要望を受けて、生活保全林整備事業、こちらを設けておりまして、これを活用いたしまして、危険木の除去等の整備を行っております。

こちら、実績のほうをちょっと御紹介をいたしますと、令和2年度につきましては、白鳥町の向小駄良、それから、明宝の小川など9か所、それから、令和3年度につきましては、八幡町の城南町、それから、美並町の白山など9か所、それから、補助金を活用して自治会等が自主的にやっていた事業としまして、八幡町の下柵形など3か所、それから、令和4年度につきましても22か所を予定をしておるというところでございます。

このほかにも、総務部ではライフライン保全対策事業、建設部では沿道林修景整備事業を設けております。これらによりまして、大雪や強風による倒木による電線、電話線の切断、道路の不通、これらによります集落の孤立被害を防止するための倒木の除去、また、倒木にならないような、そうした防止の事業を行っておるというところでございます。

今後も、自治会などからの要望、また情報を頂きながら、関係部署と連携をし、倒木による被害がないように、防止に努めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

(5番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) ありがとうございます。

何よりも、国道、県道はもとより、地方の市道を走っておりまして、覆いかぶさるように、道端に成長した木が乱立しているという状況、非常に通っておりましてちょっと怖い気がいたします。

私は、木材関係に携わっておりますので、あの木がどれだけの危険性を持っているかというのはよく分かります。杉、ヒノキというのは、上へ伸びているから良木になるのかというと全く逆でして、育てば育つほど、風の影響というのは自重に等しいぐらいの力で根を浮かします。根を浮かすということは、本当にいつ倒れてもおかしくない状態で立っている、バランスを保って立っている状態です。それがまた、根を新しく復活させて、地に根をしっかりと収めるといいますか、つけるのに対しては何年もかかるんです。しかも、とにかく狭いです。杉、ヒノキというのは、根の張りがほんの何メートルほどしか張りませんので、風に対する抵抗というのが非常に弱いんじゃないかなと思っております。どうか、これからも引き続き対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、雨と風、要するに台風なんですけれども、近年の台風というのは非常に大型化しまして、風力も水量も過去に例のないほどに巨大化しております。豪雨と暴風が同時に山林を襲ったときの災害の大きさや激しさは、それこそ過去の事例の比ではなくて、まさに想定外の事態が起こり得ると考えております。

要は、杉、ヒノキも針葉樹です。主幹といいますか、真っすぐ育っていくんですけども、軸がありまして、その軸は年数がたつにつれて柔軟性を失います。そうすると、どうしても風に対して柔軟性がないですから、根のほうへ負担がかかるわけです。この根に負担がかかって、先ほど申しましたように根元が浮いてくる。そこへ大きな台風で豪雨が、雨が絡んできますと、根こそぎ持っていられるといいますか、流されてしまいます。

杉、ヒノキというのは、50年、70年たちますと、その長さが30メートル、下手すると40メートルになってまいります。そこが根こそぎ流されたということを想定しますと、小さな橋などは、もう一発で遮られてしまって、そこがダムになってしまう可能性もあります。

今のところ、私の父親が前回の平成16年の豪雨のときに川を見まして、もう俺の記憶している伊勢湾台風を昔から私に言って聞かせていたんですけども、あんなもんじゃないと。かつて伊勢湾台風のとくに、これだけの洪水が出たら、もう白鳥なんてどうなっていたらうなということを申ししておりました。それぐらい、やはり過去の例で、皆さんここまでは大丈夫なんていう考えは通用しなくなったという気がしてなりません。

複合災害といいますか、特に巨大な台風が来たときに、何が一番大切かといいますと、東日本の例を一つ挙げますと、あらかじめ避難訓練といいますか、備えをしていた学校は、1人の災害死傷者も出ずに避難をしております。しかし、十分な的確な練習をしていなかった学校は、もう70%、80%の生徒たちが流されて亡くなっております。

条件としては、同じ海の近くの条件でありながら、死者ゼロと、70、80%の子が亡くなると。それだけの違いが出てくるということで、災害に対しては、あらかじめの備えが非常に重要になってくるのではないかなと考えて、郡上市としても、大体その90%山林に覆われていて見えないわけで



す。山林の中というのは状況が分かりません。ですから、大きな豪雨、暴風雨が吹くようなときには、備えて避難するという、避難の習慣が非常に重要ではないかなと考えておるんですけども、郡上市の安心安全を考えたときに、恐れ入りますが、市長さんはどうお考えなのか、ちょっとお尋ねできればありがたいと思ひまして、質問させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思ひますが、非常に山のこと、木のことについて詳しい蓑島議員さんの御質問で、本当にそうだなというふうに思ひながら聞いておりました。

私もかつて県にいたときに、今の飛騨市になると思ひますけど、稲越地区というところですか、大変なやはり集落の災害がございました。そのときに印象に残っているのは、やはり10メートル、10何メートルもする杉の木が、風や雨に流されて下流のほうの集落を襲ってきたと。そのときに見ていた人が、杉の大木とか、そういうものが、こういうふうに流れてくるのではなくて、10メートルなり10何メートルの杉が、こういうふうに縦に回転をしてくると、それくらい水の流れというもののは恐ろしいものですよということをお言われたことを印象に残って今も覚えておるんですけども、本当に山地災害、山の森に起因するような災害は、できるだけこれを防がなければならないというふうに思っているところです。

今、冒頭、豪雨災害、それから、風の災害というふうに分けて御質問をされました。そして、併せてそういうものが複合的に襲ってくるときの怖さということですが、農林水産部長が答弁をいたしましたように、様々な私どもとしては、尽くせる森林管理の方法、そうしたものについては、皆さんの協力を頂きながらやってまいっているつもりでございます。

そこで、まずいろいろな対策が、最後のほうは避難とか、そういうことに及ぶ御質問でございましたけど、まず、やはり、私どもとしては、この郡上の森林をできるだけ、人工林率が非常に高い森林を安全なものにしていくべく努力をしていく必要があるだろうというふうに思っております。

その一つは、御指摘のように、間伐もされないで非常にひよろひよろに育った、そしてまた、下層植生も生えていないというような山をできるだけなくするという必要だということで、常々間伐については、これを進めてまいっております。

間伐の実績につきましては、今、平成23年度から令和2年度までの10年間の実績でいいますと、いわゆる除伐、間伐、併せて除間伐と言っておりますけども、除間伐を約1万4,369ヘクタールということで、郡上市の人工林の面積が4万9,809ヘクタールありますので、割ってみますと29%、約3割の人工林については、この10年間ででき得る限りの除間伐をしたということでございます。

岐阜県における県全体の間伐率もおおよそ29%程度ということで、その中でも非常に大きな森林を持っている郡上市は、突出して市としては間伐を進めてきたというふうに思っております。

しかしながら、さらに、やはりそうしたものを進めていかなければいけないということで、なか

なか、しかし、個々の所有者のそういった手入れが届かないということがございますので、これにつきましては、近年、創設をされました森林環境譲与税、こういうものを財源として、森林経営管理制度ということで、森林所有者の御意向を伺って、御自身で経営林として森林経営をやっていくというお考えであるか、あるいは誰かにもう任せたいというようなことであるのかというようなことを、やはりお聞きをしながら、市自身の手でその森林を整備をしていくと、こういう制度が始まっております。

そういうことで、郡上市としては、先ほど申し上げました約4万9,800ヘクタール余の人工林の中で、先ほど来、御説明をしております生活環境に近いところ辺り、そういったところをできるだけ森林整備をしていこうということで、長期的には、その4万9,000ヘクタール余の人工林の中で約1万ヘクタール程度は、この森林環境譲与税というものを財源にしながら、皆様の御意向をお伺いし、自分でやるからいいわというところは除きますけども、何らかの形でそうした管理を委託をしたいというところについては、市がそれをお受けをして、除伐、間伐等の森林整備を進めていくと、こういう制度でございますが、これを、令和元年度から始めております。この制度は、それぞれ非常に、いわば森林所有面積がもうそんなに多くない、たくさんの森林所有者の意向を確認をし、そして、それぞれの皆さんの山の所有界を確認し、そして、いよいよ実際の森林整備作業に入っていくという形で、非常に手間のかかる仕事でありますけども、現在、郡上市の森林マネジメント協議会のほうへ委託をいたしまして、この作業を進めております。

今、令和4年度につきましても、そういったことで、実際の森林整備ができるところが1地区、計画を作成するところが4地区、境界の明確化に取り組むところが4地区、これから新たに意向を確認するところが11地区というように、順次こういう形で、個々の森林所有者の手の届かない森林については、そんな制度も活用しながら進めているということでもあります。

それから、そのほかは、先ほど農林水産部長が、いろいろ個々の制度については申し上げましたので割愛をいたしますけれども、今大事なことは、やはりもう一つ、なぜ山に手が入らなくなったかということは、これは林業としてなかなか作業として成り立たないというところでもありますので、やはり、森林、林業、特に林業を成長産業としてなるべく育てていくという努力が必要かということをおもっております。

現在、幸か不幸かウッドショックというような形で材価が上がっている、あるいは、これまでは国産材を圧迫してきた外材がなかなか入らなくなってきたというようなことの中で、いわば国産材時代と長く言われていた、そうした時代が来ようとしているというところではあります。非常に片一方、また林業というものが衰退をしている中では、そういう急な需要増に追いつけないという面もあるということではなかろうかというふうに思っておりますが、しかし、こういったことを一つの好機と捉えて、郡上市の山の林業というものを活性化をするという努力にも取り組んで

まいりたいというふうに思っているところでございます。

そのほか、山地災害をやはり防止するためには、先ほど部長もちょっと触れましたけれども、様々な治山事業、あるいは砂防というような土木の事業もございしますが、こうした治山事業、砂防事業というような、いわば県の力によるところが大きいんですけども、こういう土木工学的なやはり手だてもしっかりと整えていく必要があるというふうに思っております。

そして、最後でありますけれども、先ほど御指摘になりましたように、やはりどれだけ手を尽くしても、我々のこの住んでいる地域というのは、ある意味では気象が非常に激甚化しているということで、これまで考えもしなかったような災害が起こることもあります。そういったことですから、これまで申し上げてきたような、いろんな手だてだけで完全に我々市民の安全や財産を守ることは難しいかもしれませんので、やはり、そういうときには、まずは、生命、身体の安全を図るという意味では、この防災減災のために適切な避難であるとか、そういったソフトの減災対策、災害対策が必要だというふうに思っております。

これにつきましては、危険なところにつきましては、全市的にハザードマップ等をお配りをして、今住んでいらっしゃるところが、そういった非常に山の中に住んでいるわけですから、いかに危険であるか、あるいは自分のところは本当に安全であるかというようなことの確認をしっかりといただくということと、それから、私どもは、災害、これからもそのシーズンに入ってまいりますけれども、そういったときに、適宜、適切に避難情報等を発してまいりますので、そうした身の安全を市民の皆さん自身も守っていただくということをお願いをしたいというふうに思います。

いずれにしろ、こういうある意味では非常に山紫水明の郡上でありますけれども、危険と隣り合わせであるということもしっかり日頃から皆さんにも認識をしていただいて、こうした災害から身を守るということについては、万全の対応をしていただきたいというふうに思っている次第でございます。

(5番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) ありがとうございます。

私事ですが、実は、せんだって土日と防災士の試験と申しますか、研修を受けてきたんですけども、改めて自分たちの地域は近くでしたけども回ってみたところ、せんだって、今、御やっかいになっている鍛冶屋洞、和田川ですけども、あそこを見ただけでも、この川、これいざとなったら危ねえな。線状降水帯がここにどまったときに、あの下方に何軒も家があるんですけども、ここも危ないところだな、そうかといって、その奥にある曾部地川という川があつて、商店の街中を流れている川ですけども、これ上流の状態を見ていくと非常に危ないとこだななんていうことを感じながら見てまいりました。

私にできることは、やっぱり地域の人たちに、できるだけ早めの避難、安心できるところへの避難をするように進めるようなことしかできないのかと思いつつ、とにかく災害に対して、まず命を守ることを大切に考えながらやっていきたいなと思った次第であります。

以上で、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、蓑島もとみ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定いたします。

(午前10時11分)

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時25分)

---

#### ◇ 本 田 教 治 議 員

○議長（田代はつ江） 1番 本田教治議員の質問を許可いたします。

1番 本田教治議員。

○1番（本田教治） おはようございます。ただいま議長の御許可を頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

先日、ある方から1冊の本を手渡されました。それは、知覧特別攻撃隊という本でございます。鹿児島県の知覧から若き特攻隊が飛び立った実話の話でございます。まだ10代の若者が命をかけて飛び立つときに読む辞世の句や遺書を読み泣いてしまいました。本当に戦争は断固反対です。ロシアによるウクライナの侵攻、今日にでも平和解決することを願わずにはられません。

では、私の一般質問は大きく2点、ただいまの話にもありましたロシアのウクライナ侵攻による影響もあります学校給食についてでございます。それと、もう一つが、最近話題となっております部活動の改革についてでございます。

では、最初の学校給食についてですが、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻による石油、天然ガスの取引停止の制裁などで供給不足になったり、輸入コストが上がり、海外における人件費の上昇、そして、円安、日本は、食料自給率30%弱、海外にほとんど頼っている状態で、飼料の価格高騰は、私たちが手にする肉や卵、乳製品などの価格上昇につながっております。このような中で、まず1つ目に、郡上市の学校給食について、どのように影響しているかお聞きしたい。

3月定例会一般質問にて、野田議員が学校給食費の質問をされましたが、この3か月で世の中大きく変動をしました。そのことを受けての今回の質問ですので、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 本田教治議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） お答えいたします。

学校給食センターでは、栄養士及び調理員が、日々将来を担う子どもたちのためにおいしい給食の提供を目指し、季節柄などを考慮しながら、できる限り地元の食材を使い、バランスに富んだ栄養ある献立を考え、限られた給食賄い費の中で試行錯誤しながら、求められるニーズに対応した給食を実施しておるところでございます。

献立表の作成につきましては、学校給食摂取基準を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせて児童生徒が各栄養素をバランスよく摂取しつつ、様々な食に触れることができるよう考えております。児童生徒の1日のエネルギー摂取量は、小学生が低学年が530キロカロリー、中学年が650キロカロリー、高学年が780キロカロリー、中学生が830キロカロリーを摂取基準としております。1日の所要量の33%を目安としております。これを1週間分に換算してカロリー計算を行い提供しております。なお、食品価格が高騰しております現在でも基準に従い提供しております。

続きまして、学校給食に地場物産も使用することは、児童生徒に、地域の自然、文化、産業に関する理解や生産者の努力、食に関する感謝の念を育む上で重要であると考え、積極的に使用しております。

給食賄い費でございますが、小学校児童は年間4万8,000円、中学校生徒は年額5万5,200円を徴収しておりますが、現在、御指摘のとおり、小麦の価格のほか、調味料や油の上昇が継続しており、必要な栄養を維持した状態での給食提供に課題が生じるとともに、野菜や魚などについてはより安価な食材を提供しなければならないなど、一定レベルを保持した給食提供に支障が生じる水準となってきております。

今後も、価格の高騰が続くようであれば、これまでのような学校給食の提供は難しい状況になってくると考えておりますので、よろしく願いいたします。

（1番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1番（本田教治） ありがとうございます。思ったより深刻な状況になっておりまして大変驚いております。

続きまして、市長にお尋ねしたいのですが、私が先ほど述べたように、そして、今、教育次長からのお話にありましたように、いろんな影響を受けての物価の上昇、そして、プラス野田議員も前回発言されたように、子育て世代を経済的に応援する意味で、いま一度給食費の無償化をお考えいただけないでしょうか。私は、いつも地域づくりも本市の発展につながると思っております。そのためにも、人口減少を食い止め、次の世代を育てなければなりません。そして、働く場がないと、企業誘致も大変大切な取組でもあります。しかし、企業誘致を行っても、働く若者が少なければ何なりません。地元の企業の従業員が新規の企業へと流れてしまうようでは、元も子もありません。

そういったことも懸念されます。

人口減少抑制策の一環としても、現在行っている子育て支援策に、新たに給食費無償を行っていただけないでしょうか。そして、子育てしやすい市、日本一をより一層目指していただけないでしょうか。

岐阜新聞によりますと、岐阜県内7市町村の公立中学校の給食費が今年4月に、1食当たり最大33円、1か月当たり最大594円値上がりされたことが、5月26日の県の調査で分かっております。また、公立小中学校の4月時点での平均給食費は、1食当たり、小学校は261円、中学校は298円、1か月当たりでは、小学校は4,698円、中学校は5,363円だったようです。それを思うと、郡上市は平均よりも高い位置にあるなどということです。

そんな中で、中日新聞によりますと、一度は値上げを行った山県市、今年6月3日、山県市の林市長が家庭の負担を減らそうと、今年8月から来年3月まで国の臨時交付金や市の一般財源を活用して無償化する方針を固めたとのこと。

県教育委員会によりますと、県内で給食費を無償化しているのは、揖斐川町、岐南町、垂井町の3つの町のみで、市では初めてだということです。

郡上市においては、約1億8,000万円もの学校給食費、賄い費として、本年度予算もつけております。

3月野田議員の質問に対しまして、市長のほうから毎年の給食費はかなりの財政負担となる、難しいという御答弁でありましたが、地方創生臨時交付金プラス市の財源で継続的な予算を充てられないか、いま一度、現在の状況を踏まえ、お考えを聞きたい。市長、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。

子育てに優しいまちということを標榜しているわけでありますけれども、そのときに御指摘のように、子育て中のお父さんやお母さんが一番ひよっとすると喜ばれるかもしれないこの給食費の無償化という問題です。これをしたい気持ちはやまやまでありますけれども、その際には、いろいろ課題、問題があるということ、この前の議会のときにも、野田議員の質問に対してお答えをしたとおりであります。

今御指摘にありましたように、今回、山県市が給食費の無償化を8月からおやりになるということ、私も新聞で読みまして、よく踏み切られたなというふうには感じました。山県市さんと、私ども郡上市と比べますと、小中学生の数が、山県市は、私ども郡上市のちょうど6割ぐらいでございます。したがって、財政負担も郡上市ほどはかからない。1億円までぐらいというふうに見込んでおられるようですけれども、それにしても、大きな決断であったのではないかなというふうには思っております。

しかし、今回重ねての御質問ですけれども、私としては、この前、野田議員にお答えをしたように、義務教育において、給食というものは一つの教育の一環として非常に大切なものであるということであるならば、やはり、それはそのうちの給食の材料費である賄い費を父兄の負担にするという現在の学校給食法というものの考え方をしっかり改めて、それでやはり、それにかかる経費は、国はどれだけ持ちます、市町村はどれだけ持ってくださいと。その市町村の係る財政負担は、こういう形で全体として財源補償をしますと、こういうやはりしっかり制度的な裏打ちが必要ではないかというふうに思っているところであります。

今、給食費と、それから、ぜひこれはお父さんやお母さん方にそのこのところは分かっておいていただきたいんですけども、給食費ということで、我々は負担をさせられているということでありまして、実際に給食、これは、お父さんやお母さん、子どもたちが夏休みになれば、おいしい昼食を食べさせてあげるためには、食材を店へ行って買ってきて、自分で調理するという手も、もちろんお金もかかるわけですが、そういうことなんです、郡上市の場合に、例えば、令和4年度の学校給食費というのを見てみましても、皆さんが献立、いろいろ考えられた学校給食を食べてもらうためには、年間に3億8,400万円ほどかかっています。このうちの材料費として、父兄の皆さんに1億8,300万円程度の食材費を払っていただいているということでございまして、後のこれは人件費であったり、様々な経費、そして、給食の設備、施設等の整備のお金も要りますけれども、こういうものは全て公費で負担をしているということでありまして、確かに、計算してみますと、食材費は、そのうちの約48%ぐらいかかっているということではありますけれども、それを現在は負担をいただいているということでございます。

ぜひそういう中で、大変苦しい中で負担をしておっていただきますので、できるだけその負担は和らげたいという気持ちはございます。その一端が、一つは郡上の食材を使って子どもさんたちに味わっていただくという今年度予算化をいたしました郡上の大地を味わう日という形で、約1,400万円ほどのいわば実質的には食材費の市負担であります。

さらに、今御指摘になったように、今回の非常にいろんな物価の変動、食品の値上げ、こういったことに対して、国のほうもその財源として、地方創生臨時交付金を措置をするので、学校の給食費等についても、現在の食料品の値上がり分を父兄に転嫁をしないようにというような適切な手は打ってくれというふうに言ってきているというふうに受け止めております。

したがって、今回の食料品の値上がり分に相当する分を従来の給食費にさらに重ねて転嫁をして、父兄に、保護者に求めるということはないように、そのこのところは、これからお諮りをさせていただきたいと思っておりますけれども、今回の緊急対策の中に必要な予算は盛り込みたいというふうには思っております。

しかし、恒久的な措置として、この保護者の食材費を無償化すると、これについては、この前、

野田議員にも申し上げましたように、様々な条件が整わないとなかなか難しいのではないかと  
ことで、今なお私としては慎重な姿勢を持っているところでございます。その辺のところを御理解  
を頂きたいというふうに思います。

(1 番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 本田教治議員。

○1 番(本田教治) 御答弁ありがとうございます。

先ほど教育次長さんのほうから御説明ありました中で、材料を下げたりとか、内容を今までより  
も落とすようなことがあるということは、本当にやってはいかんことやというふうに思います。も  
し、私たちの自分の子どもはそうであったら、どんなに苦しくても、何とか子どもたちだけはとい  
う思いでやってきた、そういうふうな親御さんばかりだと思いますので、ここで無償化というのも、  
市長のお話を聞いておまして、もう3か月がたっておるんで、ひょっとしたら市長気が変わった  
かなと思もありましたので、ちょっと今伺ったところでございますけども、固い意思の中でおら  
れますが、3月、そして、私、そして、昼からまた野田先生がそのことについて質問されると思  
いますけども、よろしく願いいたします。よく内容が分かりました。ありがとうございます。

続きまして、部活動の改革についてでございます。

1つ目、休日の部活動が学校教育からクラブ移行の現状についてお聞きいたします。

また、これも二番煎じでございますけど、蓑島議員から以前質問がありました。市内公立中学校  
8校のスポーツ指導者、その状況をまずお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(田代はつ江) 長尾教育次長。

○教育次長(長尾 実) お答えさせていただきます。

国の動向といたしましては、本年6月6日にスポーツ庁の有識者会議が、中学校における運動部  
活動の地域移行に関する提言をスポーツ庁長官に提出し、地域部活動への改革の方針が打ち出され  
ました。令和5年度から令和7年度の3年間を改革集中期間とし、指導者や練習場所が比較的確保  
しやすい休日から改革を進め、問題点を検証しながら、地域部活動の平日での実現につなげてい  
こうとするものでございます。

郡上市の現状といたしましては、平成16年の合併当時から、夜間と休日の部活動は保護者が主  
催するクラブ活動として行われており、全国に先駆けて、いわゆる地域部活動が実践され、その体  
制が軌道に乗ってきているところでございます。

しかし、郡上市が抱える課題といたしましては、全国的な課題と同様に、学校単位での部活動が  
成立しづらくなってきており、子どもたちのスポーツを選ぶ選択肢は確実に少なくなっている  
というところもでございます。

しかし、複数学校でチームを作る合同部活動を実施している部活動も増えつつあります。野球部



は、夏の中体連で大和中と高鷲中が合同チームに、八幡中、明宝中、郡南中、八幡西中の4校が一つの合同チームとなって大会に参加いたします。

個人競技を中心に単独で行っている部活動もありますが、練習相手がいつもと同じで、活動が低調になりがちであります。また、少子化によって競技数も少なくなっており、競技経験や指導経験のない教員が顧問とならざるを得ず、専門的な指導を受けることが難しい現状もございます。

その解消に向けて、国の部活動指導員配置事業を活用して、市内の6つの部活動に対して、6名の方を部活動指導員として指導いただいておりますが、郡上市全体としては、まだごく一部でございます。保護者クラブとして、休日・夜間も行われておりますが、それぞれの競技において、その専門性を生かし、休日や夜間の練習に参加している教員も多く、競技経験がない教員も、競技指導だけではなく、大会や部活動の運営などに、その活動を支えておるといったことが現状でございますので、よろしくお願いいたします。

(1番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 本田教治議員。

○1番(本田教治) ありがとうございます。

状況は分かりました。それで、そういったスポーツ指導者の方々についての今度質問でございますけれども、指導者報酬についてでございます。市から郡上市少年スポーツ活動支援事業交付金が支給されております。令和3年度の実績で、クラブ員1人当たりで年間5,500円、指導者の謝金は1日当たり400円、上記の現状、私が今割った数字で間違っていないでしょうか。だとすると、かなりの低料金かなというふうに思います。岐阜県の最低賃金は1時間880円ですので、せめて1指導当たり1,000円になるような仕組み、そういったものを考えていただけないでしょうか。指導者はスポーツ大好き人間で、1人でも多くの生徒さんにスポーツに関わっていただきたい、そういった思いで、半ボランティア的に取り組んでおられるのが現状ではないでしょうか。そのことにつきまして、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(田代はつ江) 長尾教育次長。

○教育次長(長尾 実) お答えさせていただきます。

郡上市スポーツ少年活動支援事業交付金は、市少年スポーツ団体連絡協議会が取りまとめまして、各少年スポーツ団体へ、御指摘のとおり、1人当たり5,500円の交付を行っております。これは、小学生、中学生を構成員といたしまして、日常的に計画に基づいたスポーツ等活動を継続して行っていることと、成人の指導者の下で活動を行っていること、保護者等による運営組織が確立されている団体に対して交付をしておるものでございます。

交付金の取扱いについてですが、指導者の謝金や指導者の保険、熱中症やコロナ対策、募集のチラシ、大会などの参加料やマイクロバス代などの団体運営経費に使うことをお願いしております。

令和3年度の交付金の実績としては、113団体、1,808人に対して交付を行っておりまして、合計で994万4,000円でございます。

各団体の受益者負担や指導者謝金等の金額につきましては、各クラブで決めておりますことから、詳細な金額については把握できませんが、毎年提出していただいております交付金の実績から、指導者へ指導者謝金は各団体で違うものの、1回400円から年間4万円の報告がございます。

また、受益者負担、会費につきましても、各クラブによって異なりますが、月1,000円から月1万5,000円との報告がございます。

各クラブは、協会への登録料や大会への参加料、クラブの備品や消耗品などの購入もあり、実際に指導者へ支払われる謝金については、議員御指摘のとおり定額であると思われま。

スポーツ庁の有識者会議の提言においても、地域スポーツにおける会費の在り方が示されており、指導者には適切な対価が支払われることが重要であるとされておる一方、会費の負担が上がることに強い抵抗感を示す保護者が出てくることが想定されるとされております。その負担につきましては、地方公共団体や企業から支援を受けられる体制を整備することなどが示されております。

市では、既にスポーツの活動に対して、施設利用料の減免であるとか、今ほど説明しました活動交付金の交付など、近隣市町村にはない支援を行っております。保護者負担の軽減を図っているところでございます。

指導者の謝金につきましては、まずは、現在の活動交付金の中でもう少し多くの金額が謝金に充てていただけないか、そういった仕組みを検討してまいりたいと考えておりますし、今後、国が具体的に進めます学校運動部活動から地域運動部活動の移行につきまして注視しながら、少子化によるクラブの存続でありますとか、新規指導者の確保、指導者報酬などにつきましても、市のスポーツ協会や少年スポーツ団体連絡協議会など、各スポーツ関係団体と協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(1番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 本田教治議員。

○1番(本田教治) 御答弁ありがとうございます。御説明の中で、やっぱり支援するスポンサーのような方、そういったところからも何とか回していけるような体制を取ってあげれば、ちょっと早くそういうことは実現するんじゃないかなというふうには聞いて思っておりましたし、先ほど冒頭に言いました。今これ旬な話題といいましようか、国を挙げて注目していることでございますので、日々また変わってくると思います。どうかそこを注視していただきながら、一日でも早いそれに対価に合った賃金になるように心がけていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

最後に、教育長にお話を伺いたいのですが、生徒のスポーツ部活動離れによる将来像についてと

いうふうに上げらせていただきました。教員の働き方改革の一環で、デメリットとして、部活動地域指導者やクラブへと移行することによって、スポーツ離れの生徒が増加する、そういうふうに思われます。将来像を思うときの教育長のお気持ちをお聞きしたい。市内の中学校でも既に部活が全面なくなった学校があるかと思います。前回の葦島議員への答弁されましたけども、いま一度教育長の思いをお聞かせ願いたい。

中学生となると、以前、私もこのことに対して質問いたしましたけども、中学生の子どもたちに将来の夢は何か、その夢を向かって進路を決めると。ちょっとそれは大変なことじゃないかなというように質問させていただきましたけども、そういった決めれることは本当に理想であります。しかし、悶々として、一体、僕は、私は何をしたらいいんだろう。そんなときに、健全な心と体を鍛える大事な時期でもあると思います。そういったことを含めて、教育長の御意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） お答えをさせていただきます。

本田議員の持たれた心配は、私も同感でございます。スポーツが子どもたちの心身の成長を促す力は非常に大きいと考えます。部活動、スポーツ少年団、スポーツクラブなど、形は違えど多くのよさがあります。例を挙げれば、ある程度の苦しい練習を乗り越えたことで生まれる自信、また、仲間と競い合い、励まし合うことによって生まれる信頼感や友情、上達したり、勝ったりしたときに生まれる成就感、負けたことで味わう挫折感や、それを乗り越えようとする勇気や希望、自分を支えてくれる指導者や仲間、家族などへの、周りの人への感謝の心、まだまだあると考えます。もちろんこれらは、体育系だけでなく、文科系でも味わうことができると考えています。それゆえに、今までは部活動の全員加入や親が強制的にスポーツや習い事を体験させるが多かったと考えています。

しかし、一方で、自分が望まないのに、無理やりやらされることで不適應を起こしたり、あるいは勝利至上主義の指導で心や体を壊すなどの弊害も生まれてきました。

時代とともに、人権意識の高まりもあり、個人の選択や希望が尊重されるようになってきました。好きこそものの上手なれという言葉どおり、自分が納得して選択したからこそ頑張れる、上達するという考えも、そのとおりであると考えます。

部活動の自由選択制は、時代の流れとしては仕方がないことであるとも考えています。

議員御指摘の郡上市の部活動、クラブ活動の将来像はどうあるべきかについて、今の私の考えでございますが、部活動やクラブへの強制的な参加を強いることはできませんが、多くの子どもたちにスポーツ活動や文化活動を体験してほしいと考えています。それは、そのような活動がある程度ロングの活動であり、忍耐力や不撓不屈の精神、感謝や思いやりの心など、郡上市の教育が目指す

情操の心の育成にもつながると考えるからであります。

それでは、どうすれば多くの子どもたちがスポーツ活動や文化活動に参加するようになるかというところでございますが、まず、1番は何よりも、魅力的な活動にしていく、1番の方法は指導者の存在があると思います。人間性が豊かなで指導力が高い指導者のところでは人が集まります。人材確保、指導者研修などの充実を図る、あるいは先ほども出ましたが、指導者の待遇向上についても、全国の動向も含め研究していく必要があると思います。

次に、少子化や学校の小規模化により、自分の学校や地域にはやりたい種目がないというケースも多いと考えます。学校や地域の枠を超えたスポーツクラブの設立なども支援していく必要があると考えます。

今後あるであろう中学校の統合なども、部活動の選択肢を広げることにもつながると考えます。

また、子どもたちが選択するためには、親さんたちも魅力を感じる部活動やクラブにしていく必要があると考えます。それをやると、子どもたちにこういう力がつく、こんなよいことがあるという魅力を上手に発信していくことが必要であると考えます。全国大会ばかりを目指して、保護者の送り迎えや遠征費などの負担が大きくなり、敬遠されるというケースも聞いています。入りやすい、継続しやすい部活動やクラブにしていく必要もあると考えます。全国大会に行きたい、これも全く悪いことではありませんので、全国大会に行きたい、あるいは楽しみたい、あるいは健康な体をつくりたい、友達を増やしたいなど、それぞれの子どものニーズに合った活動を工夫していくということが必要になると思います。

これらのことをスポーツ振興課やスポーツコミッション、また学校教育課とも連携を密にして、やはり、これからの教育の重要課題として取り組んでいきたいと考えています。

また、子どもたちのスポーツ活動を支える、考える上で、市民が生涯を通じてスポーツに親しむ生涯スポーツ、あるいは文化活動も含めた生涯学習という視点も大切であると考えます。

郡上市には、80名近いスポーツ推進委員がみえ、市民のスポーツ参加、体力向上などに尽力してみえます。スポーツ振興において、郡上市の宝とも言える組織であります。スポーツ推進委員会への支援を継続し、スポーツ推進委員を通じて市民のスポーツ参加を促し、スポーツによる人づくりを進めていく、それが引いては、子どもたちのスポーツ参加にもつながると考えます。

スポーツ庁有識者会議による運動部活動の地域移行の提言や中体連制度の改革など、今まさに日本の少年スポーツの在り方が問い直されているときであります。今後の国の動向なども注視し、郡上市が目指す、また郡上市に合ったスポーツ活動、文化活動の在り方を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

(1番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1番（本田教治） どうも御答弁ありがとうございます。何か人間らしい心のこもった御答弁で、本当私も安心しました。

これからこういった子どもたち見守って育てていくのは、私たちの責任でありますので、世の中がこうだとか、ああだとか、世の中に合わせることも大事ではございますけども、いま一度立ち止まって、本当にこれでよいのだろうか。そういったときには、1番は父兄の方々の、保護者の方々の御意見でもあります。そういった方々にも耳を傾けながら、郡上市独自としてやっていけることは何だろうか、そういった気持ちでこれから臨んでいていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、大変運動音痴でございまして、体育の時間というのは本当に苦手でございました。けども、そこで無理やりやらんことには、通知票の結果が悪くなるわけでございますし、そこでやっとなおかげで、今どうにかこうにかみんなと一緒に歩けたり、走ったりできるんじゃないか、そういうようなこともあります。今、時代は変わりましたが、そういったことで、私としては、それに大変感謝しておるところでございます。

時間を少し余りましたけども、これにて、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、本田教治議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定いたします。

（午前11時01分）

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時15分）

---

#### ◇ 尾 村 忠 雄 議 員

○議長（田代はつ江） 15番 尾村忠雄議員の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） 議長より発言の許可を頂きました。ありがとうございます。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回は、郡上市合併記念公園へのアクセス道についてということでございます。

ただいま1番 本田議員の質問の中で、教育長さんが熱弁を振るわれました。それは、部活動、子どもたちの活動についてのことでありましたけれども、いずれにしても、こういった施設があることによって、子どもたちも、そしてまた市民の方々にもスポーツができる、そういった合併記念公園でありますので、懇切丁寧な御答弁を頂ければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いたします。

まず、初めに、今回は、現在工事中であります為真歩道整備に伴う郡上市合併記念公園までのアクセス道についてでございますので、市の考え、また計画等について御答弁いただければありがたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

為真歩道につきましては、現在工事中であり、待望久しく待ちわびておるところでございます。形状を見ますと、東側の市道へ向かう右折車線もできるということで、利便性を考えたとき、市民の皆さんの安心安全の道路であることは間違いないと感謝しております。国道整備については、県議の先生を中心に、郡上市として、市長はじめ職員の方々、また、地元の皆様方の御努力の結果で、国、また、中部地整、岐阜国道事務所において大変な御理解を頂き、実現したと感謝する次第でございます。

思い起こせば、当時、為真地域から選出しておられました議員さんをはじめ、地元自治会長さん、役員の方々と一緒になって、県議会議員様に要望した経緯もありました。それが、今、現実となり、現在竣工を待つばかりとなっております。

そうした中で、1点目、現在も工事中であります、為真歩道整備について、現在までの進捗状況の中で、何か問題点等なかったか、また、完成はいつ頃になるのか、また、東側に入る市道との交差点の信号機はどうか等々について、建設部長にお伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員の質問に答弁を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） お答えをしたいと思います。

お話のありました国道156号の為真歩道整備でございますけども、これにつきましては、平成28年度の事業化から7年目を迎えておるところでございます。事業の推進につきましては、平成29年度から地元の方々への事業の説明会、あるいは測量、舗装調査を踏まえまして、順次地権者の方々の用地交渉等を行ってまいりまして、令和2年度に工事に着手をして、現在北側から順次工事が進められている状況でございます。

国土交通省から発表されました今年度の当初予算につきましては、1億4,000万円ということで計上をされたというふうにお聞きをしておりますので、完成に向けまして、工事が順次進められるものと思っております。

ただいま議員のほうからお話のありました、歩道整備に関する問題点等でございますけど、事業を行っていただいております国道事務所さん、こちらのほうにお聞きをしましたが、これまで地域の方々の御理解と御協力によりまして、特段の問題もなく、現在早期完成に向けて工事のほうは進めていただいております。

ただし、現状では、完成がいつになるかということはやっと未定であるというふうなお話は

聞きしておるところでございます。

国道156号から白鳥の交番のほうへ向かう市道との交差点部分、こここのところの信号機の設置についてというお話でございましたが、今回のこの国道の事業につきましては、通学されます児童の方々含みます地域の方々の歩行者の安全を確保するためのいわゆる歩道整備ということが主目的となっておりますから、計画の段階からは、この場所への信号機の設置というものは検討されていなかった状況でございます。

なお、信号機の設置につきましては、基本的な設置基準が定められております。例えて言いますと、隣接する信号機との距離が、原則として150メートル以上離れていることというような項目がございます。これに当てはめると、北側には、白鳥の交差点がございますので、ここからは大体距離にしまして100メートルほどの外ということではございますが、お話のところになろうかと思えます。交差点の信号機の設置は、この場所については基準中にもありましたように、ここににつきましては、右折レーンを設けていただくというようなことがございますので、車両の通行も含めて、安全性は一定の確保ができるというようなことに思っておりますので、よろしくお願ひします。

(15番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。

工事については、進捗状況は、手順のとおり行われておることとありますので、ありがたいことだと思っております。

また、信号機につきましては、今部長が答弁されたように、私も右折車線の中で、やはりその次につながる道路等を考えたときに、信号機があるのかなというようなことを思っていましたけれども、今、そういう規制があるというようなことで、100メートル先には、奥美濃大橋のほうへ行く国道がありますので、バイパスがありますので、やはりそこに信号があつては、2つ続けてあるというようなことではいかなものかなというようなことを思っておりましたけれども、そういった形で進めていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ところで、申し遅れましたけれども、国道の為真歩道整備からの合併記念公園までのアクセス道につきましては、為真選出議員の2人の議員さんにも御理解を得て質問をいたしておりますので、御理解を頂きたいと思ひます。

この為真歩道整備については、先ほども申し上げましたが、市道へ向かう右折車線ということで、八幡方面から来て右折する際の渋滞も少なくなり、白鳥病院、また白鳥庁舎に行くには、スムーズに行くことができるわけですが、市民をはじめ皆さんにとっては、今までより安全な三差路となります。その三差路から入って、合併記念公園に行くには、主に白鳥庁舎周りで行くルートとなりますが、市では、計画があると思ひますが、市道、俗に言う、仮称北大藪線と申しますが、この三差

路から黒町屋線に直結する道路改良を実施していただければ、それにより合併記念公園へのアクセスがますますスムーズになると思っております。

以前にも、市の第2次総合計画の中で、牛道の前議員さんもこの道路について質問した経緯がありました。そうしたことを、今後、市として、この周辺の道路改良の計画を進めていただき、合併記念公園までのアクセス道を計画し、誰もが安心安全で通行できる道路改良をしていただきたく答弁をよろしく願いをいたします。

まず、この市道については、難題と申しますか、長良川鉄道を横断すること、それに伴う踏切設置が必要となることとあります。この点については、市長は、長良川鉄道の社長ということもあり、何とかお願いできないかなということをおもっておりますが、建設部長の御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） お答えをしたいと思います。

ただいまお話がありました市道の新規路線の事業計画ということでございますが、お話のありました、仮称ではございますが、北大藪線の計画につきまして少し御説明をさせていただきたいと思っております。

この路線につきましては、国道156、白鳥町の白鳥の為真地内、ここの為真白山神社付近から、長良川鉄道及び県道剣大間見白鳥線を横断しまして、市道の為真二日町線、黒町屋巾ノ上線、こちらへつなぐ計画ということで、延長が約380メートルの道路で、車道の幅員につきましては、5.5メートルの車道幅員に2車線ですけど、これに歩道を設けた計画ということで現在進めさせていただいております。

この道路につきましては、国道156号から白鳥交番付近、ここまではほぼフラットな状態ですけど、ここから上段の終点に向かいますと、全体では大体3%前後の勾配が必要であるということで、現状、地盤の多少切り下げが必要になってくるんじゃないかという想定はしております。

この中でも、隣接します白鳥病院の駐車場ですけど、ここにつきましては、南側の出入口、ここが現道からの入り口という形での改良ができるかというふうにも思っております。

また、長良川鉄道との交差部、ここにつきましてはですけど、こちらにつきましては、計画の段階で長良川鉄道との協議を行った上で、踏切以下の詳細の設計まで一応行っております。

これまでの協議におきましては、この北大藪線の計画位置付近において、複数の踏切の閉鎖をします。これは、踏切の統廃合ということになりますけど、こういったことが必要とされております。地域の方々への御説明もさせていただきまして、現時点としましては、付近の2か所の踏切を閉鎖して、今回の計画路線の踏切を改良するというふうなことで、今後におきましては、整備する中で、それらの既存の踏切を閉鎖していくことになろうかというふうにおもっております。



今後の予定ですけど、現在、道路につきましては、詳細設計、こちらを実施中でございますので、もろもろの関係機関との協議を行いまして、その結果を基に、また改めて地域の方への御説明をさせていただきます、測量調査等を踏まえまして、順次工事に着手していきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひします。

(15番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。仮称でありますけれども、北大藪線、この線については、今、新しく接したところからフラットになっておるといふことで、その後、傾斜になっていくというようなことで、掘割と申しますか、そういった事業になろうかと思ひますけれども、いづくにしても、あまり急な登り坂になりますとやっぱり大変でありますので、できれば傾斜6%以下ぐらいに、できるかどうか分かりませんが、そこら辺のところと。

もう一点は、長良川鉄道、多分、ちょっと傾斜があるというようなことで、そこへ道路をすりつけようとした場合に、そのキャンバーと水平との差ができるというようなことがあろうかと思ひますもんで、そこら辺のとこを上手に調整していただき、踏切についても、やはり広い踏切ができればどっかを減らさなければならぬ、私もそこら辺のとこはよく分かっておりますので、いづくにしても、すばらしい道ができればと思ひております。

そして、もう一つ問題になりますところは、県道剣大間見白鳥線、これにまたぶつかるわけでございますけれども、この道路については、やや高く盛り上がりおる道路になっておると思ひます。とにかくアクセス道につながるには、そこらの傾斜も考えながら造っていかねばならぬと思ひておりますが、そこら辺の工事について、市の考えをお伺ひいたします。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） 今ほどお話ありました、県道との交差部分というものがございまして、先ほど御説明をさせていただいたとおり、この計画路線につきましては、縦断勾配が少し必要であるということになりますので、この県道剣大間見白鳥線の交差点部分、ここにつきましては、現道の地盤から多少低い位置での交差ということが想定をされるところでございまして。このため、道路の管理者であります土木事務所などとの協議を行っており、県道のすりつけ部分の工事が必要となっていることは当然考えられるところでございまして、こちらにつきましては、今後の詳細の設計の中で御協議をさせていただきたいというふうに思ひております。

これにつきましては、当然、相手方は県道であるということでございますが、市道改良が一応今回メインということで、事業者の負担によりまして、そこら辺のすりつけについてはやっぴいかなければならぬと。

先ほどの踏切についてもそうですけど、一応道路改良があくまでもメインの事業ということであ

りますので、事業者側での負担ということが発生してくるんだらうというふうに思っております。

こちらにつきましても、一応国の補助を利用しまして、財源につきましても、起債等、有利なものを検討させていただきまして、いずれにしても、当然事業費は多額な事業費が必要であるということになりますので、関係する事業とか、周辺の事業の状況も見つつ、対応を逸しないように、工事のほうには着手していきたいというふうに考えてございますので、よろしく申し上げます。

(15番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。この合併記念公園までのルートについては、市内の方々にとっては、安全に迷わず通行できる市道だと思います。特に、市外から合併記念公園を利用するの方々にとっては、例えば、白鳥インターから利用するの方々、また、国道156、158号線等から来る人にとっては、現在のところ、この合併記念公園へ行くまでの道路がなかなか難しいと、そういったことを言われる方が見えますので、この道路ができれば、スムーズに来ていただける、そういったことを確信しておりますので、よろしく願いをいたします。

最後に市長にお伺いをいたします。

こうして156号線から市の合併記念公園までのルートが完成できるならば、今まで以上に合併記念公園を利用する人にとっては利便性が図られるとともに、地元にとっても利用しやすい市道になることは間違いないと思っております。その中で、この市道ができれば、今後、今以上に合併記念公園の利用度を高めていかなければならない、そういったことを思っております。

現在は、総合運動公園をはじめ、市民球場、テニスコート、相撲場、白鳥第2体育館をはじめ、心の癒すと申しますか、リフレッシュの丘、これも大切なことだと思っております。また、周辺には郡上北高等学校、白鳥中学校もあり、先ほどの話ではございませんけれども、利用度が高まっております。市内市外からの皆さんに、今後スポーツ公園として親しんでもらうためには、施設の活用展望、周辺の整備等必要と考えますが、アクセス道も含めて、市長の構想をお伺いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたします。

この白鳥町にございます合併記念公園でありますけれども、郡上市としては、郡上市内には、そのほかにも幾つかのスポーツ施設がありますけれども、いわば総合的なスポーツの拠点としては、いわば郡上市のメインとなる施設であるというふうに認識はいたしております。

特に、非常に広い市民総合運動広場、これは、例えばソフトボールなんかやろうとしますと4面取れるというような広さを持ってありますし、また、市民球場は野球場としては、郡上市の中で一番本格的に整備をされた球場でございます。そしてまた、いわば唯一とも言える相撲場、また、夜間照明もついたテニスコートもあると。そういうような、いわば幾つかのスポーツ施設が集結をし

ているところでありますので、非常に何かいろんなことをやろうとしても、いろんな可能性があるところだというふうに思っております。

年間の利用者数にしてみましても、コロナ前の令和元年度でいいますと、年間の利用者総数が合わせて3万9,000人ぐらいということでした。令和2年度はコロナの影響もあったと思いますが、それが約2万1,000人余に減っておりますけれども、これは、そういう特別な要因があるかと思えます。

それから、もう一つこの運動場の制約といたしましては、やはり白鳥という雪の降るところでございますので、通年御利用が頂けないという面がございます。どうしても雪が降る期間は、少しの期間お休みをさせていただくということがあるということではありますが、そこで、この運動公園の将来に向けての可能性とか、そういった問題でありますけれども、やはり第一義的には、市民の皆さんの1市民1スポーツとか、日常のスポーツ活動をやる場として大いに利用をしてもらいたいというふうに思っておりますが、もう一つは、やはりこれだけの規模を持っているところでありますので、郡上市内のスポーツの利用というにとどまらず、例えば、中濃ブロックであるとか、岐阜県内の大会であるとか、場合によったら東海の大会であるとか、そうした規模でのスポーツイベント等としても利用していただけるということを考えて、これまでも実績もございまして、そういう活用にも耐えるように、やはり整備管理をしていかなければいけないというふうに思っております。

かなりそれぞれの施設といたしましては、大分整備後、年数もたっておるということもございまして、この前も御指摘を頂いた面もありますが、市民球場等についても老朽化とか、適度なやはり補修整備はしていかなければいけないというふうに思っております。

いずれにしても、郡上市にとっては、非常にその持っている、備えている施設からいっても、いろんな意味で、可能性の利用の価値の高い運動公園であるので、今後とも進めていきたいと思っておりますが、特に、またできればそういう郡上市を超えたようなところのスポーツイベント等については、大会の誘致、あるいは合宿の誘致であるとか、そういうようなことについては、スポーツコミッション等の活動を通じて、一時やはりコロナでなかなか運動活動が停滞をいたしておりますけれども、ぜひ積極的な活動もしてまいりたいというふうに思っております。

なお、この地域には、いわゆる市民第2体育館といいますか、これはたしか郡上北高校の体育館であったものを譲り受けたものだと思いますけれども、そうしたものもございまして、これについては、非常に老朽化をしており、また耐震性もないというようなことでありますので、現在、この地域にとっての体育館ということでは、町なかにあります体育館、あるいは格技場、こうしたものとも併せて、この第2体育館については、どのように対応していくかということを今検討をいたしておりますけれども、そのような検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、今、それぞれ前のほうの御質問でございましたように、私も感じるんですけれども、この

合併記念公園は、いわば丘の上にありますので、位置は目に見えるんですが、道路でどういったらいいかということがなかなか分かりづらい。今は、カーナビがありますので、それをしっかりセットしておられる方は、そんなに迷われることはないのかもしれませんが、ちょっとそういう点はございます。

前に国体の相撲等をやったときに、別のほうのルートからあそこの会場へかなり大型バス等も通れるような整備もいたしましたけれども、まだまだ確かに道路の整備という面では課題を残しておるというふうに思っております。できるだけ市民の皆さんにとっても活用がしやすいように、また、そうしたいろんな大会等に市外からおいでになる皆さんにとってもアクセスしやすい、分かりやすい公園になるように、今後も努力していきたいと思っておりますが、その当面のやはり課題は、先ほど建設部長が申し上げました、今、やろうとしております北大藪線ですか、これのやはり整備を進めていくことが一番緊急の課題だろうというふうに感じておるところでございます。

(15番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。前向きな御答弁を頂きありがとうございます。

白鳥第2体育館、ここは、本当に中学生の皆さんが部活で使っておるというようなことでありますし、今市長が申し上げていただきましたように、前の北高の体育館をあそこに移築して体育館になっておるということでございますので、やはりそこら辺も考えていただいておりますけれども、あと駐車場です。駐車場が、石原の駐車場と申しますか、できれば舗装とかをしていただければ止めやすいし、線を引いていただければスムーズに止められるというようなことも思っておりますので、先々考えていただければと思っております。

ちなみに、今回質問しました仮称でありますけれども、北大藪線と合併記念公園は、中西のほうから来る白鳥中西線ですか、先ほど市長が申し上げたインターハイのときに大型バス等が来れたというようなことでありますので、そこら辺も考えながらやっていただければありがたいなというふうなことを思っております。

ちなみに、合併記念公園はリフレッシュの森といいまして、森林浴とか、そういったことも兼ねて、今、健康志向の中ですばらしい道があります。それは、今言う、中西から白鳥へ下りていく、北高のほうへ下りていく道でありまして、そこら辺の整備と申しますか、やっていただければありがたいなというふうなことを思っております。

ここについては、本当に北高の生徒たちが長良川鉄道、白鳥で下りて上ってくる道も本当に2メートルぐらいの狭い道というようなことで、そこら辺も一緒に考えていただければありがたいなと思っております。そういったことで、いろいろお願いするようなことばかりでございましたけれども、この市の合併記念公園が有効利用されるよう御配慮をよろしく願いしまして、時間を余

しましたけれども、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（田代はつ江） 以上で、尾村忠雄議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時46分）

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

---

#### ◇ 野 田 勝 彦 議 員

○議長（田代はつ江） 9番 野田勝彦議員の質問を許可いたします。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 日本共産党、野田勝彦でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと存じますが、実は、先ほど1番議員の方から、学校給食についての質問がございましたので、打合せをしたのごとく重なってしまいました。

そこで、若干時間が余るかと思いますので、最初に、今日の所管を若干述べさせていただきたいと存じますが、恐縮ですが、よろしく願います。

今日は6月21日、早いもので夏至であります。はや明日からは、日一日と昼間が短くなっていくんですが、とかや寂しさを覚えます。これも年のせいでしょうか、じゃあ。

それから、もう一つ、今日は、実は地球の裏側というわけにはいきませんが、オーストリアのウィーンで、御承知のように核兵器禁止条約の第1回締約国会議というのが開かれております。今ちようど開会の頃じゃないかしらと、時間的にそんなふうにとるんですが、まだ朝方ぐらいでしょうかね。

そんなわけで、本当にそういう意味では、歴史的な日に私はなるんじゃないかと。また、なつてほしいと思います。

御承知のように、オブザーバー参加というのが大変歓迎されておるんですが、日本からもそういう形で、いろんな方が参加しております。ただ、日本政府は不参加でございます。

当初、核の傘の国々は参加しないんじゃないかと、そういう観測がずっと広がっておったんですが、早々にNATO参加のドイツとノルウェーがオブザーバー参加を表明しておりました。ここへ来て、ベルギーとオランダも参加すると。なおかつ、NATOには入っていませんが、アメリカと同盟関係を結んでいるオーストラリア、ここも参加する。まだ正式ではありませんが、加盟を表明しているフィンランド、そしてスウェーデン、この2か国も参加の予定です。

考えてみますと、あのNATOに参加している国々は、こぞつてとは言いませんが、次々と入つ

てくる。オブザーバー参加ではありますが。これは本当に大きな歴史的な私は変換点ではないかと思っております。

願わくは、我が国政府も、少なくとも第2回にはオブザーバーとして参加してもらえるように願いつつ、一般質問に入らせていただきます。

1番目は物価高騰、これは本当に深刻な事態ではありますが、これに対して、市としてはどう対応されるのかという観点であります。

総務省の発表によりますと、4月の消費者物価指数は、これは2020年を、一昨年を100とした場合、2.1%上昇する。2.1というのは、そう大した数字じゃないように思われるかもしれませんが、これは全て生鮮食品を除く全ての物価ですので大変大きい、特に生活資材といいますか、各家庭で直接使われるような食料品とか、生活資材については、大変大きな値上げ幅なんです。

特に、御承知のように、電気や灯油や、あるいはガソリンなど、エネルギー関係は大変な大きな値上がりである。それ以上の値上がりは食料品であります。

これを試算すると、大体年収四、五百万円の標準的家庭と言っていいでしょうか、ここで1年間に7万円の値上げ分になるというわけですね。年間7万円です。これを消費税に換算してみると、二、三%に当たる。だから、消費税が二、三%上がったと同じ結果を招くわけです。

ですから、いろんなところで今言われていますが、消費税を下げろ。今、下げれなきゃ、いつ下げるんだと、こういうような声も大きく広がっているんですが、5%ぐらいの消費税引下げは、非常に妥当性が高いんです。

そんな意味で、物価の高騰というのは、当然ながら、市の事業、様々な事業がたくさんあるんですが、これに大きな影響を及ぼすと思います。家計と市の事業とはちょっと違いますから、一緒にはできないところありますが、しかし、それにしても、大変大きな問題があると思います。

後から質問いたします給食費に関しては、ほとんど食料費ですので、これまた影響も大きいかと思えます。

そこで質問ですが、平均的な値上げ率から、本当にこれは類推しかありませんが、類推される市の事業費への影響を、どの程度増えるのかというふうに想定されているのか。また、その増加分は、どういうふうに対応される、対処されるのかというのを伺いたしたいと思います。

非常に大ざっぱな質問で申し訳ないんですが、想定で結構でございますので、よろしく願います。

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員の質問に答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、お答えさせていただきます。

物価高騰の影響について、一般会計における電気料を例に、4月から5月分の実績を分析します

と、中部電力との契約では、当初予算に対し、約30%の予算不足額が見込まれます。

また、岐阜電力と契約している高圧受電設備を備えた施設についても、7月から値上げをしたい旨の相談が来ており、予算に対する影響はより大きなものになります。年額換算で推計しますと、現時点での試算ではございますが、約1億5,000万円強の予算不足を見込んでおります。

次に、4月から5月の燃料費では、郡上クリーンセンターの灯油の平均単価は、1リットル当たり94.4円となっており、当初予算に予定していた単価75.2円に対し、約26%の上昇となっております。

その他の部署における燃料費の4月から5月の実績単価と、当初予算時に予定していた単価を比較しますと、ガソリン・軽油では約10%、灯油で約14%の上昇となっており、年額換算で推計しますと、約4,300万円の予算不足となる見込みであります。これら一般会計における施設維持管理費に係る電気・燃料費の影響額を合計しますと、約2億円の予算不足が見込まれます。

これからの使用数量によって、金額の増減はありますし、職員に節電などの呼びかけも行っておりますけれども、これらの不足額については、施設を管理する上で必要不可欠でありますので、関係部署と調整を行い、9月または12月の補正で増額要求させていただくことで検討してまいります。

また、建設事業関係では、建設資材の主なものとして、アスファルト合材の単価を見てみますと、昨年度1トン当たり1万3,800円に対し、今年度1万4,800円となり、約7%上昇しており、水道用ポリ塩化ビニル管100ミリについては、昨年度5メートル当たり7,620円に対し、今年度9,670円となり、約27%上昇しており、物価上昇の傾向が見られるところです。

建設資材や労務単価の上昇によって、建設事業費は増大することとなりますが、原則として、予算の増額ではなく、予算額に合わせた事業量の調整、例えば施工延長の減などによって対応することとしてございます。これは物価高騰などによる事業費の増大であっても、財源である国庫補助金などの特定財源が増えるものではなく、財政制約上によるものでございますので、御理解頂ければと思います。

これら以外の事業につきましても、物価高騰の影響を受ける事業があることが予想されますが、事業によって年度内の完了を求められるものや、次年度以降に繰り越せるもの、あるいは、事業の縮小で対応可能なものなど、個別案件ごとに必要なものについては議会に相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(9番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) 改めて伺いますと、大変な高騰といたしますか、金額が不足してくる、増額しなきゃならんと。

しかし、考えてみますと、今もありましたように、9月、10月で補正ができる。我が家も補正したいわという、そういう声が出てきて私は不思議じゃないと思います。でも、家計は補正できません。貯金でも下ろしますか。こういうことになるわけです。

今のは食料品以外が中心でございましたけども、食料品になると、もっとすごいことになるんじゃないかと思えます。それがダイレクトに響いてくるのは、やっぱり学校給食費ではないかと思えます。食材費のみではありませんけども、非常に大きな保護者負担になるのかと思えます。

先ほど午前中の1番議員の質問に対してでも、詳細な答弁ありましたので、細かいところは省かせていただきます。

ただ、追加で伺いたいのは、食料品の値上がり率、食料品って結構の上下、乱高しますので、簡単には推計しにくいかもしれません。でも、その値上がり率のおよその推定で、どの程度の値上げが必要になると想定されているのか。これ給食賄い費でありますけど、どの程度の不足してくるのかという、その辺もちょっと伺いたいと思えます。

そして、相当不足するかと思えますが、その不足分はどのように対応するのか。

1つは、市長がおっしゃるように、賄い経費は、これは保護者が負担すべきであると。それを崩して、自治体や国がということになれば、やっぱり法改正が要るということは了解しております。それも繰り返し伺っておりますので。

しかしながら、値上げ分については、こんなふうに通達が来ているのではないかと思いますので、ちょっと確認をさせていただきます。

これは内閣府のほうから、4月28日付の事務連絡ということで来ているかと思います。たしか全協の折に資料を頂いたような気もしますが、そこには、簡単にしますが、こう書いてあります。

県を通じて市町村に周知されているその内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充により創設されること、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を活用し、学校給食等の保護者負担の軽減に向けた取組を進めていただくようお願いいたしますと書いてあります。

ここには、先ほど市長が答弁されました「値上げ分については」という文言は見当たりませんが、基本的に常識的に考えれば、これ上がった分だけ補うんだというふうに考えられるのが普通なんです。ただ、そこまでに限定せずとも、この地方創生の給付金というのは、もうちょっと広く考えてもらっても、私いいんではないかと思うんです。

といいますのが、先ほど言いましたように、各家庭では7万円の赤字、赤字といいますか、不足になるだろうと。様々なそのほかにも、物価高騰のあおりといいますか、影響は大きいと思えます。ですから、全体としてみると、家計を応援する、特に子育て中の家庭を応援する、親御さんを応援する。そういう意味では、現在の給食費に踏み込んで、若干の応援をしていただくことは、私は不可能ではないと思うんです。それが、このまた給付金の趣旨ではないかとも思えるんです。



ただ、上げた分だけでは、値上がり分だけではなくて、もともとの給食費にも踏み込むような施策も考えていただきたい。ここまで含めて質問をいたします。これは本当は市長に伺ったほうがいいかもしれませんが、成り行き上、次長のほうにお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） お答えさせていただきます。

学校給食における食品物価の値上がり状況でございますが、学校給食では、毎年80から100種類の食品を納入業者から相見積りを取り、材料を購入しております。その中から、油脂でありますとか調味料、マヨネーズ類、缶詰等、年間を通じて多く使用します20食品を抽出し、令和2年度と令和4年度で対比し、値上がり率を算出させていただきました。

値上がり率を見ますと、大豆、白絞油、こちらについては、揚げ物をよく給食では使いますので、そこに使う油でございますが、プラス108%、2倍以上高騰しております。それから、サラダ油が60%、小麦粉もプラス13%上昇しておる状況でございます。食用油と小麦粉は、あらゆる食品の原材料に含まれておりまして、付随しまして、マヨネーズやマカロニなども値上がりしておる状況でございます。

そのようなことから、20食品全体で14%の値上がり率となっております。それ以外でも、揚げ物や肉、魚など食材においても、一例を挙げますと、冷凍食品の春巻きは18%、魚のイワシは14%、鳥のもも肉は12%と値上がりしております。

令和2年度から令和4年度への値上がり率や、現在の値上げ状況を踏まえますと、給食における上昇率につきましては、15%というふうに私ども見込んでおります。

学校給食法におきましては、施設整備その他の運営費に係る経費は設置者負担、食材費は保護者負担とされておりますが、現コロナ禍の経済状況の中で、値上がり相当分の負担を保護者へ求めることは難しいのではないかとということで、午前中の市長の答弁にありますように、値上がり相当分につきましては、コロナの交付金等を活用させていただいて、御支援させていただきたいというふうに考えております。コロナ交付金につきましては、私どもの認識といたしまして、やはり物価高騰分に充てるというような認識でおりますので、よろしく願いいたします。

（9番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 15%の値上がり分という見込みと。いろんな報道を見ますと、やっぱり数%から、中には二十何%、そういうふうですから、妥当なといえますか、そのくらいは考えなきゃならんのかなと思います。

後ほど出るかもしれませんが、補正の中での対応をぜひともよろしくお願いをしたいと思います。その次に踏み込んだの話は、またこれからの課題ということにさせていただきます、その段階ま

ででよろしくお願ひします。

それでは、続きまして、2つ目の大きなポイントであります、インボイス制度の導入に関わる問題であります。

1986年ですから、ちょっと数えると、西暦は割と計算しやすいですが、30年以上前になります、覚えていらっしゃる方もあるかもしれません。中曽根康弘という総理大臣がいらっしゃいまして、彼は大型間接税はやりませんと大見えを切りました。間接税というのは、御承知のとおり、消費税のことだというふうに考えていただきたいと思いますが。

その3年後ですが、89年に消費税3%が導入されたわけです。以後は御承知のとおり、5、8、10と、こうして上げられてきたわけですが、とうとう最大の税目になってしまい、まさに中曽根首相がやりませんと言っていた大型間接税が完成したわけです。これが消費税。

かなり国民の反対を押し切って導入したがゆえに、ある程度の、何と申しますか、何と申したらいいですか、国民を我慢してもらった材料をつくるためにも、免税制度というのが設けられてきた。年間売上げ1,000万円以下は免税でいいですよ。ちょっとした妥協ではないかと私は思うんですが。

それは、ある意味、実にアバウトな税収の方法なんですね、免税というのは。そのアバウトさを、この段階へ来て、もうちょっとしっかりせなあかんということで、消費税率徴収の完成度を高めるのがインボイスなんです。

ですから、免税業者のほうにも、納税をしてもらう手続ができるようにする。一部また免税を維持することもできますけども、その辺については、昨日、産業建設常任委員会での勉強会とおっしゃいましたか、勉強会での勉強でよく分かりました。

ところが、インボイスが免税業者にまで広がっていくと、これは本当に零細で小規模な事業者まで課税を拡大することになるわけですが、私は個人的に勝手に、これは令和の検見取である。そんな大げさなと思われるかもしれませんが、実態としては、そういうことかと私は思っています。百姓一揆が起こってもおかしくない。これは業者一揆が起こってもおかしくないような状況ではなからうかと見ております。

そこで、質問であります、我が郡上市では、零細小規模事業者で免税になっていらっしゃる方々はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。これなかなか統計的で、そんな数字は、統計に出しておりませんということで難しいかもしれませんが、概要で結構でございますので、およそどれくらいいらっしゃるのかな。そして、それは全事業者に対して何割ぐらい、何%ぐらいあるのかな。

あるいは、これに該当する職種や業種など、例えば零細な自営農家さんとか、いろいろあると思うんですね。フリーランスの方、郡上であまりフリーランスって、あんまり聞かないんですが。あるいは、一人親方の方、大工さんとか左官屋さんとか、いろいろあると思うんですね。

こういう該当しそうな業種は、どういう方がいらっしゃるのか、その辺をまず確認をさせていた

だきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、市内の消費税免税事業者の統計的概要についてお答えをさせていただきます。

郡上市内の事業者は、平成28年の経済センサスになりますが、2,818事業所がございます。消費税の免税事業者の数につきましては、やはり議員言われるように、申告が行われなため、正確に把握ができないというのが現状でございます。

ただし、全国的な資料からは、免税事業者は全事業者の約6割程度というふうにされております。それで、その値を郡上市に当てはめると、約1,700事業所が免税事業者であると推測がされるというところでございます。

また、平成31年の2月に、これも国が試算をしておるものでございますが、インボイス制度の導入によって免税事業者が課税事業者になることで、1事業者当たりの税負担額というものが、これ550万円程度の事業者ということですが、約15万4,000円と試算をされております。

今申しあげましたように、市内の免税事業者の数というものは正確に把握できないものでありまして、また、お話頂きました業種の限定という部分についても、なかなか把握ができないというものではございますが、参考までに経済センサスによりますと、市内2,818事業所の事業種別で多い業種は、卸売業・小売業が632事業所の22.4%。次に、宿泊業・サービス業で、471事業所の16.7%。3番目には、建設業の409事業所で14.5%というふうになっております。

以上であります。

（9番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 全体の60%ぐらいは、推定で免税の方々であると。相当やっばり多いですね。郡上市の場合は、私もっと全国的よりは高い率になるんじゃないかと勝手に踏んどるんですが、こういう方々が、さあどうするんだと突きつけられるのがインボイス。

免税業者として、これを維持するのか、ずっと免税のままいくのか。あるいは、ここで踏ん切りをつけて、課税業者になるのか。どちらかを選ばなければならないんですね。中間的な措置もあるかと思いますが、これはしかし時限的ですので、最終的にはどちらかにならなきゃならない。

これは、何と申しますか、A or B、どちらかを選ばなきゃならんということで、どちら選んでも大変な、大変と申しますか、大きな負担を強いられることになるはずなんです。

この結果、さて、郡上市内の経済状況はどうなっていくのだろうか。私、これ非常に心配をしております。いろんな予想がありまして、中には、相当数廃業が出るんじゃないか。もうやめたと。

先ほどちょっと説明の中でありましたけども、平均的に550万円の収入、これに対して、消費税

が15万4,000円ぐらい払うことになるんだと。これは今までそれはなかったんだけど、新たにこういう負担が出てくるってことですね。

ちょうど今折しも、先ほど申し上げた物価高騰とか様々な部分で、生活が苦しい中へこれが入ってくるんですよ。時期としては最悪ですよ。もっと何か余裕のある、こんな事態ではないときならまだしも、あえてこんな時期に重なってまったという偶然かもしれませんが、少なくとも延期はすべきではないか。泣きつ面に蜂といいますか、小さな事業者さんにしてみれば、本当に大変なことやと私思います。

そういう意味で、郡上市の市の、市のといいますか、方針といいますか、こういう施策はどうしたらいいのかとお考えなのか。これまた抽象的な質問で申し訳ないんですが、その辺、一つは課税業者になり、あるいは免税業者を維持する、その場合、どういう問題点が出てくるのか。それから、今後、市の施策として、これらに対する支援とか、その他もろもろ政策はどう取っていかれるのか。この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、今、お話をされました、大きく御質問の2点についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、このインボイス制度が導入された場合の免税事業者の方への対応等についてお答えをさせていただきたいと思います。

インボイス制度の導入によりまして、現在の免税事業者の約3割が課税事業者になると国は試算をしております。ですから、先ほど、市では推測をしました免税事業者約1,700事業所のその3割、510事業所ほどが免税事業者から課税事業者に移行すると推測がされます。

その際の税負担としましては、先ほど申し上げましたとおり、1事業者当たりの税負担額15万4,000円と計算をしておりますので、したがって、郡上市内の事業者の税負担額の合計といいますか、というものは、7,854万円ほどになるだろうというふうに、これも推測がされます。

ここで、免税事業者の定義ということと、インボイス制度導入による概要について、少し説明をさせていただきたいと思います。

まず、免税事業者とは、ということで、1つ目が、事業開始後2年以内の事業者か、2つ目、基準期間の課税売上高が1,000万円以下のどちらかに該当する事業者ということになります。また、免税事業者であっても、課税事業者になることを選択することも可能であります。

免税事業者は、仕入れにかかった消費税の控除ができませんが、消費税が還付となる事業者は、課税事業者になることで消費税の還付を受けることができます。

インボイス制度が開始されても、免税事業者はもともと仕入れにかかった消費税が控除できませんので、仕入先が免税事業者でも課税事業者でも、その影響はございません。影響があるのは、商

品を販売時のときであります。免税事業者は、販売先から消費税を請求しても問題はなく、消費税を納付する義務ありませんが、販売先が課税事業者のときには影響が生じてきます。それは、課税事業者が免税事業者からの仕入れでは、消費税の仕入れ控除を受けられないということからであります。

このことによって懸念されることといたしますのは、課税事業者が消費税の仕入れ控除を受けるために、仕入先を課税事業者に変更する、取引先を変更してしまうということと、あと、課税事業者になるよう要請してくるとか、消費税分の値引きを求められるなどが考えられます。

免税事業者は取引先がなくなれば、事業自体に大きな影響を及ぼします。懸念事項を回避するための単純な方法といたしましては、課税事業者になるということではありますが、消費税を納付する負担や、経費の事務の負担が今以上に発生をしてきます。事業者として免税事業者を維持するのか、課税事業者になるのかは、取引先の状況を確認していただきまして総合的に判断していただく必要があるため、市としては、どちらがいいというようなことは、なかなか言うことができないというところがございます。

次に、2つ目の御質問の中で、市全体の経済構造というようなお話もありました。そちらに対する影響というところでお答えをさせていただきたいと思いますが、免税事業者が課税事業者になることによって、消費税の負担分は増えることとなります。このことによって、減収が事業の衰退につながる面というものはあると思います。

ただし、その反面、帳簿がしっかりと整備され、取引先との関係を意識するなど、常に経営状況が把握できる、強い経営体となる面も考えられると思います。このことは、実際に制度が始まって、ある程度の期間を経ないことには、なかなか分かってこれない部分もあろうかと思います。

ただし、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響の中で、事業者の方にとっては厳しい状況にあることは十分承知をしております。コロナ対策や物価高騰対策等につきましては、今後も財源が許す限り、必要な対策を実施してまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、インボイス制度については正しく理解し、慎重な検討が必要となりますので、現在、郡上市の商工会や関税務署などでは、インボイス制度の研修会が随時行われております。

郡上市商工会では、これまで研修会が4回開催をされておりまして、定員50名が毎回ほぼ満席ということで、今後も12月までに4回の開催を予定をしているというところのようでございます。

また、税務署におきましても、県内7管内で毎月開催がされておりまして、オンラインによる説明会も開催し、過去の動画視聴も可能ということでございます。さらには、個別相談への対応とか、質問等を受け付けるコールセンターの設置もされておるというところがございます。

中小企業の事業者の方におかれましては、免税事業者を維持しても事業継続ができるのか、取引事業者間の信頼関係が今までどおり保てるのかなど、判断を正しく行っていただけるよう、今後も

関係機関と連携を図りながら、制度の周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(9番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) 詳細御説明ありがとうございました。本当におっしゃる御説明のとおりだと思います。いずれにしても、今お言葉ありましたように、厳しい状況であることは間違いない。

昨日の関税務署の方の説明も、結局、免税を維持された場合は、取引先、課税事業者との取引においては、よく相談をしてということ何回も繰り返されたですね。よく相談しておく。あれしかおっしゃる方法ないと私思うんだけど、幾ら相談しても、結果一緒なんです。課税業者が変わるか、消費税部分値引きするか、相手に、何といいますか、お願いをするしかないですね。

でも、そういう方法は1回や2回で済むわけでない。ずっと続くんですから、営業というのは、だから、ちょっとお金を貸してというんじゃ、そんなような一時的な話ではないんですね。

したがって、この問題は、この厳しさというのは、根本的には解決できない問題だと私は思っております。

そんな意味で、幾ら問題があっても、国の制度として導入される以上は、どうにもならないという面もありますけども、市としては、本当に困り果てられて、廃業とか、そういうような事態になるような場合がないように、何らかの支援も考えながら、制度をつくっていただいて、市独自の制度も考えながら対応を、私、していただきたいと思います。

郡上市に本当に零細といいますか、1,000万円どころか、数百万円も下のほうで頑張っている方もいらっしゃるはずですので、そういう方々は本当に死活問題になると思います。そういう問題点であるとのことを指摘させていただきまして、私の一般質問、終わらせていただきます。詳細な御答弁、ありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、野田勝彦議員の質問を終了いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長(田代はつ江) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

(午後 1時37分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長      田 代 はつ江

郡上市議会議員      三 島 一 貴

郡上市議会議員      森 藤 文 男

